

平成 24 年度業績評価指摘事項の平成 26 年度事業計画における関連部分 [健康保険]

評価項目	指摘事項	26 年度事業計画関連部分
<p>1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進</p>	<p>効果的な施策を展開するためにも、情報の分析は必要であり、データ分析にかかるとる資質の向上も必要となってくる。今後においては、保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）を確実・着実に進め、各種取り組みを全国に普及し、検証するためには、今にも増して、協会本部の担う役割が重要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (1) 「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し、支部の実情に応じて加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）に記載した事項について更なる充実・強化を図る。あわせて、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用にも努める。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (4) 保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）に沿って、医療に関する情報の収集、分析の確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してしてセプト情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。</p> <p>医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。</p> <p>本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる</p>

<p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p>	<p>都道府県の検討会等に全支部の参加が可能となるよう、全国各支部との情報共有を密に図り、また、本部においても、各支部の取組みが円滑に推進できるように支援策を講じられたい。</p>	<p>事業について内外に広く発信する。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (1) 都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言を行うとともに、各種協議会に積極的に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結するなど、都道府県との連携推進を図る。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (2) 「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データヘルス計画（仮称）」を作成し支部の実情にに応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p>
<p>(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進</p>	<p>更なる使用割合の向上を目指し、事業の推進に取り組みられたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の拡大を図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。</p> <p>○ 目標指標 ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）：25年度を上回る</p>

<p>(4) 調査研究の推進等</p>	<p>医療費分析マニュアルの内容の拡充及び各支部における分析能力の向上と活用への取り組みを進め、その分析結果をいかに活用し、事業に反映させていくかを本部支部を含め検討されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (4) 保険者機能強化アクションプラン（第2期）に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレポート情報等を提供できるよう、先進的な取り組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。 医療費分析等の研究を行う専任職員の設置を視野に、医療に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。 本部・支部における健診・レポートデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、研究誌を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。</p>
<p>(5) 広報の推進</p>	<p>メールマガジン、ホームページのアクセス件数が更に増加するよう、今後も引き続き広報の推進に努められたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (5) 協会の財政状況や取り組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。 ○ 目標指標 メールマガジンの登録件数：25年度を上回る ・ホームページへのアクセス件数については検証指標として管理</p>
<p>(6) 的確な財政運営</p>	<p>協会の財政基盤強化に向け、保健事業の強力な推進等、更なる医療費適正化対策</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (2) 「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、各支部で「データハ</p>

	<p>等の自助努力を一層推進していくことが必要である。</p>	<p>ルス計画（仮称）」を作成し支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (5)</p> <p>協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。</p> <p>保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (6)</p> <p>健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。</p>
--	---------------------------------	---

評価項目	指摘事項	26年度事業計画関連部分
<p>2. 健康保険給付等 (1) サービス向上のための取組</p>	<p>各種取組みについては、今後も引き続き、現在の水準を維持していく必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (1)</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組みむべく、お客様満足度調査等</p>

		<p>を実施する。</p> <p>また、傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>現金給付の支給申請書については、加入者がわかりやすく記載しやすいものに改善する。</p> <p>また、現金給付の申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。</p> <p>その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>サービススタンダード達成率：100%</p> <p>保険証の交付：資格情報の取得から送付までの平均日数 2 営業日以内</p> <p>・お客様満足度については検証指標として管理</p>
(2) 高額療養費制度の周知	今後もおお一層の周知普及活動に努められたい。	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (2)</p> <p>高額療養費制度については平成 26 年度に所得区分の改正が見込まれるため、事業主や加入者に対しその改正内容を周知するとともに、医療機関の協力を得て、限度額適用認定証の利用を促進する。</p>
(3) 窓口サービスの展開	窓口サービスの縮小・廃止については、サービスの低下を招かないよう、慎重な検討・対応が必要である。	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (3)</p> <p>効果的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。</p> <p>また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点</p>

<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>引き続き、取組みを推進されたい。</p>	<p>からも職員配置等について見直しを行う。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (4)</p> <p>高齢者医療費に係る拠出等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>
<p>(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p>	<p>今後も更なる適正な給付業務の推進に向けて取り組まれたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (5)</p> <p>柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (6)</p> <p>保険給付の適正化のため、不正請求の疑いのある申請等があった場合、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、また、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求の防止のため審査を強化する。</p> <p>なお、事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見されるため、本部から、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、審査の強化の支援を行う。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (7)</p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査の強化を図る。</p>

<p>(6) レセプト点検の効果的な促進</p>	<p>今後も更なる内容点検効果額の上昇のために、情報共有等、点検員のノウハウ蓄積に繋がるよう努められたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ 2. (8) 内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検マスタ等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に合わせた評価を行う。 さらに、内容点検業務の外部委託については、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引き上げることが目的として、実施支部を拡大する。</p> <p>○ 目標指標 加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医療費ベース):25年度を上回る</p>
<p>(7) 無資格受診等による債権の発生抑制及び回収の強化</p>	<p>回収率アップの方策の検討を行い、更なる回収実績強化に向けての取り組みが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ 2. (9) 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の被保険者証回収(一般被保険者分)については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、被保険者証の回収を強化する。また、被保険者証回収業務の外部委託の拡大を図る。 なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後(または被扶養者削除後)は被保険者証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。</p>

評価項目	指摘事項	26年度事業計画関連部分
<p>3. 保健事業 (1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進</p>	<p>今後実施率向上に向けた集団健診等の効果のある取組みを強化することが必要である。 引き続き、パイロット事業の拡大・活用について取組み、特定健康診査及び特定保健指導の実施について、強力に推進されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (1) 保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (2) 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けられることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。 特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。</p>
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p>	<p>実施率の低さの原因を詳細に分析するとともに、モデル事業の成果や業績評価検討会各委員の意見及び他の医療保険者の保健事業の実績や手法も参考にして、国全体の目標に近づけるよう、更なる努力を行うことが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (2) 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けられることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。 特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診を実施する。また、確実に情報が届くよう、引き続き被扶養者の受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。</p>

		<p>また、保健指導利用者の拡大を図るために、保健指導利用者の健診データや医療費データ等の分析から保健指導の改善効果を示し、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、対象者に応じたより効果的な保健指導を実施する。</p> <p>事業者健診データの取得については、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>特定健康診査実施率：被保険者 53.8%、被扶養者 18.6% 事業者健診のデータの取込率：8.5%（被保険者） 特定保健指導実施率：被保険者 11.3%、被扶養者 2.5%</p>
<p>(3) 各種事業の展開</p>	<p>自治体や他の保険者との連携強化を更に推進するとともに、好事例については各支部への全国展開を積極的に図るよう検討されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (1) 本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (3) 保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図る。</p>

Ⅲ. 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	26年度事業計画関連部分
1. 業務・システムの刷新	適切かつ着実な設計・構築を行われない。	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (1)</p> <p>26年度は25年度に引き続き、アプリケーション設計・開発・データ移行のほか、ネットワークシステム、LAN・端末機器の設計・構築・導入等を26年度の新システムのサービスインに向けて、実施する。また、導入後は新しい業務・システムの早期定着を図る。</p>
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革	事務処理誤り発生原因を分析し、その対応策について、協会全体で情報共有することにより、事務処理誤りを生じさせない取組みが必要である。	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (1)</p> <p>傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード(10営業日)を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (2)</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p>
3. 人材育成の推進	引き続き協会の理念を全職員が忘れないように研修を行っていくべき	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (3)</p> <p>階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。</p> <p>特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組み姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に進めるよう進めるため、研修制度の見直しを検討する。</p>

<p>4. 業務改革の推進</p>	<p>業務改革会議は重要なものであり、本部支部は具体的な方策を策定し業務改善に取り組む必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (4) よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。</p>
<p>5. 経費の節減等の推進</p>	<p>今後も更なる事務費の削減に努めることが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (5) 引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p>

IV. その他

評価項目	指摘事項	26年度事業計画関連部分
<p>1. 事業主との連携・連携強化への取り組み</p>	<p>今後、事業主との連携強化のため、相互の信頼と協力関係の構築に取組まれたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (5) 協会の財政状況や取組み、医療保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。</p> <p>地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体（三師会等）が行う健康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取組みを示す。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (2) 事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けられることができるよう、「事業所健康度診断（事業所カルテ）」を活用した事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。</p>

平成24年度業績評価指摘事項の平成26年度事業計画における該当部分【船員保険】

具体的な評価内容	指摘事項	26年度事業計画反映状況
<p>1. 保健運営の企画・実施 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>平成24年度から新たに「ジェネリック医薬品軽減額通知」の取組みを行っているが、この取組みは医療費適正化に資するものであることから、今後、更に使用促進が図られるよう取組みを強化されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.1.(3) ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけに利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを平成25年度に引き続き、年2回実施する。</p>
<p>(2) 情報提供・広報の充実</p>	<p>引き続き、積極的な取組みを期待する。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.1.(2) 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページ等により、加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施する。 ・ インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配布する。 ・ 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。 ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ・ メールマガジンを活用し、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、

		<p>船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集する。</p>
<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>更に使用促進が図られるよう取組みを強化するとともに、国全体の目標に近づけるよう、改善に向けてより一層の努力が必要である。</p>	<p>○事業計画 II. 1. (3) ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出ただけに利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。さらに、ジェネリック医薬品に切り替えられた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを平成25年度に引き続き、年2回実施する。</p>
<p>(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保</p>	<p>被保険者数の減少や1人あたりの医療費の増加等、今後の状況を見極め、かつ、医療費の増加を抑制するため、医療費の適正化対策の取組みを更に強化し、安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>○事業計画 II. 1. (4) 健全かつ安定的な財政運営の確保 中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。 また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。</p>
<p>(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用</p>	<p>引き続き安全確実かつ有利な運用に努められたい。</p>	
<p>2. 船員保険給付等の円滑な実施 (1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い</p>	<p>引き続き、サービススタンダード 100%達成に向け努力されたい。</p>	<p>○事業計画 II. 2. (1) (目標指標：100%) サービス向上のための取組み ・ 職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施する。</p>

<p>(2) サービス向上のための取組み</p>	<p>お客様満足度調査による満足度の割合はサービス全体として47%で低い。これについては原因の分析を詳細に行うとともに、満足度が向上するよう一層の努力が必要である。引き続き、更なる向上に取り組まれない。</p> <p>今後は、いただいた意見等の共有やアンケート調査結果を活用することにより、今後のサービスの向上のための取組みに繋げていくべきである。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(1) サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけるため、加入者や船舶所有者の意見を積極的に収集し、更なるサービスの向上を図る。 ・お客様満足度調査については、継続的に実施する。 ・申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。
<p>(3) 高額療養費制度の周知</p>	<p>加入者及びその家族にとっても、高額療養費の現物給付化の果たす意義は大いいものであることから、今後もお一層の周知普及活動に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(2) 高額療養費制度の周知</p> <p>高額療養費制度については、平成26年度に所得区分の改正が行われる予定であることから、加入者や船舶所有者に対して、改正内容の周知を図るほか、限度額適用認定証により高額療養費が現物給付されることを引き続き周知するなど、円滑な業務運営に努める。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</p>
<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>引き続き、被扶養者資格の再確認の取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(6) 被扶養者資格の再確認</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、平成25年度に引き続き、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。</p>

<p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p>	<p>引き続き、職員間の査定事例の共有化点検員の質の向上を図るよう取り組みたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(5) レセプト点検の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動点検システムを活用した効率的なレセプト点検の実施に向けた取り組みを進めるとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。 ・点検の効果があった事例を集約して、より有効なシステムによるチェックを実施する。
<p>(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収</p>	<p>引き続き、更なる回収率の向上に取り組まれたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収</p> <p>債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収について、文書等による催告などを実施する。</p> <p>また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。</p>
<p>3. 保健・福祉事業の着実な実施 (1) 保健事業の効果的な推進 (2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p>	<p>実施率の低さの原因を詳細に分析するとともに、モデル事業の成果や業績評価検討会各委員の意見及び他の医療保険者の保健事業の実績や手法も参考にして、被保険者・被扶養者ともに国全体の目標に実施率を引き上げるための方策について検討するとともに、事業主や健診機関との連携強化を更に推進するなど、更なる努力を行うことが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.3.(1) 保健事業の効果的な推進</p> <p>より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析に努め、加入者の特性や課題を把握した上で、「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、「データヘルス計画（仮称）」を作成し、効果的な保健事業の実施を図る。</p> <p>また、第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下のような取り組み等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導の保険者負担の上限額について

ては、消費税増加分を引き上げることとし、受診しやすい環境の維持に努める。

- ・ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。また、被扶養者の特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等を実施する。
- ・ 被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅（被保険者宅）へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ・ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診（人間ドック）については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。
- ・ 船員手帳健康証明書データについては、被保険者から直接収集する取組みを継続するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ・ また、船員手帳健康証明書データの提供をいただいた加入者について、各人の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行い、その健康づくりを支援するなどの取組みを進める。
- ・ 特定保健指導対象者や糖尿病罹患者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて医療機関への受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施するとともに、新たに脂質異常や高血圧の者に対しても同様の取組みを行うこととし、そのうち治療が必要と思われる者や特定保健指導の未利用者に対しては、文書により再勧奨を実施する。
- ・ 船舶所有者に対し、船舶所有者が事業を行う際に、加入者の健康づくり・に取り組むことの意義等を広く周知するとともに、一定規模以上の船舶所有者に対し、加入者の健康状態等を分析した医療情報等を情報提供する事業について検討し、試行的に実施すること等を通じて、船舶所有者における健康づくりの支援、推進に努める。

<p>(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み</p>	<p>オーダーメイドの情報提供冊子の配布については、健診実施率を向上させるための取り組みとして有効な手段である。また、同時に船員労使団体との連携についても重要であることから、密接な連携協力が図られるよう、引き続き取り組まれたい。</p>	<p>○事業計画 II. 3. (2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組み 加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成 26 年度においても、船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者各人の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。</p>
<p>(4) 福祉事業の着実な実施</p>	<p>福祉事業の着実な実施に向け、被保険者の意見に十分配慮しつつ、ニーズを踏まえた見直しを行うことが必要である。</p>	<p>○事業計画 II. 3. (3) 福祉事業の着実な実施 船員労働の特性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上を図る。 ・ 無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体が平成 26 年 4 月以降変更されること等を踏まえ、当該変更について加入者や船舶所有者に対し周知・広報を徹底するなど、事業の円滑かつ着実な移行、継続を図る。 ・ 保養事業については、船員のニーズ等を踏まえつつ、より多くの加入者が利用可能となるよう、外部委託を活用した保養施設利用補助事業を開始する。 ・ また、これまでの保養事業は、必要な見直しを行った上で、事業の円滑な実施を図る。</p>